

愛媛県大規模建設事業事前評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県がその行政活動について行う評価のうち、大規模な建設事業を事業着手前に客観的に評価する大規模建設事業事前評価（以下「事前評価」という。）について、内容、手続等を定めることにより、大規模な建設事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基盤整備事業 道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業のうち、次号に規定する施設整備事業を除いた事業をいう。
- (2) 施設整備事業 県営住宅、学校、病院、庁舎その他の建築物及び公園に関する建設の事業をいう。

(事前評価の対象)

第3条 事前評価の対象は、県が事業主体として新たに着手しようとする事業のうち、災害復旧事業その他の緊急を要する事業を除いた次に掲げる事業であって、総務部長が定めるもの（以下「対象事業」という。）とする。

- (1) 10億円以上の費用を要することが見込まれる基盤整備事業
- (2) 3億円以上の費用を要することが見込まれる施設整備事業

(事前評価の主体)

第4条 対象事業を担当する部局（以下「事業担当部局」という。）は、当該事業を計画及び執行する立場から、対象事業について自ら評価（以下「第一次評価」という。）を行う。

- 2 総務部行財政改革局財政課（以下「財政課」という。）は、事前評価の総合性及び客観性を担保するため、第一次評価後に対象事業について第二次評価を行う。
- 3 前項の規定による第二次評価は、大規模建設事業事前評価検討委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て決定する。

(事前評価の観点)

第5条 事前評価は、次の観点を基本として行う。

- (1) 必要性
 - ア 事業を必要とする理由（政策的側面、事業を行わない場合の問題点、代替方法の検討状況）
 - イ 県が実施する必要性
- (2) 有効性

ア 事業効果（定量的効果、定性的効果）

イ 費用対効果分析

ウ 自然環境への影響

(3) 効率性

ア 事業費コスト削減の可能性

イ 維持管理経費コスト削減の可能性

(4) 緊急性

ア 今、事業に着手しない場合に生じる影響

イ 今、事業に着手することによる経費削減の可能性

（評価表）

第6条 事前評価は、大規模建設事業事前評価表（別紙様式）（以下「評価表」という。）により行う。

（事前評価の実施手続）

第7条 事業担当部局は、対象事業について評価表を作成し、財政課に提出する。

2 財政課は、前項の規定により提出された評価表について第二次評価を行い、その結果を事業担当部局に通知する。

3 前項の規定による第二次評価は、委員会の審議を経て決定する。

（県民の意見聴取）

第8条 財政課は、評価を行うに当たり、適切な方法により県民の意見を聴取し、その意見の反映に努めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事前評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。